

徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会条例

(設置)

第1条 徳之島愛ランドクリーンセンター（以下「センター」という。）整備の推進に際し、徳之島各町を代表する者及び学識経験を有する者から意見を広く採り入れるため、徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を徳之島愛ランド広域連合長（以下「連合長」という。）に提言するものとする。

- (1) 施設整備に関する基本構想案の策定に関すること。
- (2) 施設整備に係る候補地の選定及び事業手段の検討に関すること。
- (3) 地域振興策の推進、ゴミ排出抑制の情報に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者（2人）
- (2) 徳之島愛ランド広域連合議会各町代表議員（3人）
- (3) 徳之島各町駐在員及び区長代表者（3人）
- (4) 徳之島各町一般廃棄物処理委託者代表（3人）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、連合長が必要と認める者（2人以内）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議案は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

5 委員は、委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、諮問された事項について、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴き、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、徳之島愛ランド広域連合事務局において行う。また、必要に応じて、徳之島各町主管関係課及び徳之島愛ランドクリーナーセンターも庶務を行うものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、徳之島愛ランド広域連合報酬及び費用弁償等に関する条例（平成14年条例第8号）の例による。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。